

山口市 LINE 公式アカウント連携システム更改業務 提案書等作成要領

「提案書」の作成に当たっては、「山口市 LINE 公式アカウント連携システム更改業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」の内容を踏まえた上で、本要領に従い作成し、提案者としてのアピールポイントを明記すること。また、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な資料とすること。

1 提案書

(1) 業務目的の理解

- ・ 本業務の目的を踏まえた基本的な方針やコンセプトについて記述すること
- ・ 提案を実現するためのシステムの全体構成を明示すること

(2) システム内容(市民側)

- ・ 連携システムで構築できる機能のうち、市民が利用する画面・機能・サービス内容の特徴や操作性等について記述すること
- ・ 市民の利用促進につながると考えられる機能や仕組みがある場合は、その内容を明示すること

(3) システム内容(職員側)

- ・ 連携システムで構築できる機能のうち、職員が利用する画面・機能・サービス内容の特徴や操作性等について記述すること
- ・ 登録者の分析等のレポート・ダッシュボード機能について明示すること

(4) 機能要件

- ・ 「(別紙様式)山口市 LINE 公式アカウント連携システム要求機能一覧」の「対応」欄、「備考」欄を入力したものを提出すること

(5) システム移行

- ・ 現行の連携システムから新システムに更改する際に、市民側の影響を最小限に留めるスムーズな対応が可能であるかについて、考え方及び対応内容を記述すること
- ・ 類似システムの移行に関する実績があれば明示すること

(6) セキュリティ対策

- ・ システム及びデータセンターにおけるセキュリティ対策の内容について、対策の考え方及び概要が分かるように記述すること

(7) 運用保守

- ・ システムの保守内容や障害対応体制について、運用保守の体制や対応内容が具体的に分かるように記述すること
- ・ 導入支援を含む職員のサポート体制についても明示すること

(8) 業務実績

- ・ LINE 公式アカウント連携システムの他自治体への導入実績件数（令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）を記述すること

(9) その他有益な提案

- ・ 山口市 LINE 公式アカウント連携システムにおける効果的な活用等について、本市にとって有益な提案があれば記述すること。また、当該提案については本業務の見積の範囲内での実施の可否を明示すること

2 見積書

以下、2種類の見積書を作成すること

※見積は、ID利用料を含む、基本パッケージ料金を記載すること
（オプション料金は含まない）

- (1) 見積書1…令和8年度の導入費用、運用費用
- (2) 見積書2…令和9年度以降の年間運用費用